

滋賀県環境こだわり農業推進基本計画(案)について

1 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画について

滋賀県環境こだわり農業推進条例第7条の規定に基づく、環境こだわり農業の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画。

平成15年12月に第1期、平成19年4月に第2期の計画を策定し、現行の計画(平成23年3月策定)は3期目にあたります。

2 これまでの策定経過

現行の計画は平成27年度までを計画期間としていることから、昨年度から現行計画の進捗状況と課題の整理を行うとともに、今後5年間の基本方針や施策の方向等を示す新たな計画を策定するため、滋賀県環境こだわり農業審議会の意見を聴きながら検討を進めてきました。

(1) 環境・農水常任委員会

平成27年6月10日	計画策定について
7月9日	現行計画の進捗状況と評価、計画の骨子案について
10月5日	計画の原案について

(2) 環境こだわり農業審議会

平成26年7月15日	平成26年度第1回審議会(現計画の進捗状況等について)
平成27年3月18日	平成26年度第2回審議会(現計画の進捗状況・課題等、次期計画の基本的な方向等について)
6月12日	平成27年度第1回審議会(計画の骨子案について)
9月11日	平成27年度第2回審議会(計画の素案について)
12月21日	平成27年度第3回審議会(計画案について)

(3) 市町、農業団体、消費者団体等との意見交換、意見照会

平成27年7月～	計画の骨子案について
10月～	計画の原案について

(4) 県民政策コメント

平成27年10月22日～11月21日
意見提案者数 6名(団体を含む)
提案のあった意見・情報 20件

3 今後の予定

平成28年 3月 策定・公表

4 県民政策コメントの実施結果

平成 27 年（2015 年）10 月 21 日（水）から 11 月 20 日（金）までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画（原案）」についての意見・情報の募集を行った結果、6 名（団体を含む）の方から、20 件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を以下に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

5 提出された意見・情報の内訳

項 目	件 数
第 1 計画の趣旨等	1 件
第 2 目指す姿	—
第 3 基本方針	2 件
第 4 施策の方向と成果目標	1 3 件
第 5 各主体の取組	1 件
全体を通した意見	2 件
県の考え方を示した意見・情報 計	1 9 件
施策を実施する上で参考とさせていただく意見	1 件
合 計	2 0 件

6 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画（原案）に対する意見・情報等と滋賀県の考え方

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
第1 計画の趣旨等			
5.進行管理と評価等			
1	2	計画の進行管理のために、目標数値の年度ごとの数値を示してほしい	年度ごとの目標数値は設定していません。 5年後の目標値を掲げ、毎年度進捗状況を把握し、成果の検証を実施することとしていますので、原案どおりとします。
第3 基本方針			
2	4	基本方針はよいと思うが、いつまでに何をどのレベルにするために、どんなことをするのか、具体策を明記する必要があるのではないか。	それぞれの基本方針ごとに「施策の方向」と「成果目標」を設定しています。 計画期間の5年間で取り組む内容を施策の方向に、5年後の目指す姿を「成果目標」に掲げているところでもありますので、原案どおりとします。
3	4	環境こだわり農産物認証制度から特別栽培農産物認証制度に変えてはどうか。消費者目線で考えれば、「環境こだわり」は当たり前であり、特別に栽培した農産物であることが価値の向上につながるのではないかと。他県では特栽培記の方が多いのではないかと。	農業および化学肥料の使用量を慣行栽培の5割以下に削減することに加えて、農業排水の流出防止など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術を用いて生産することなどを要件としているのが「環境こだわり農産物認証制度」の特長です。こうした本県独自の要件による認証制度を引き続き運営するとともに、消費者の理解促進に努めてまいります。 なお、「環境こだわり農産物」と「特別栽培農産物」の両方の表示をして販売されている事例もありますので、参考にしてください。
第4 施策の方向と成果目標			
◆基本方針1			
4	7	環境こだわりと言えども、品質（外観や食味など）が悪くは価値が無いので、これまでの経験をいかし、安全安心に加えて、これまでよりワンランク上を目指した「品質の良い農産物」を生産する指導や技術開発をすべきと思います。 例えば、環境こだわり米は窒素制限も有り、一般にその食味が高いように思うのですが。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「農業者へのきめ細かな栽培指導に努めるとともに、農業者が取り組みやすく、収益の見込める生産技術等の開発・普及を推進します。」 【修正後】 「農業者が取り組みやすく、収益の見込める生産技術等の開発・普及を推進するとともに、きめ細かな栽培指導に努め、生産拡大と品質向上を図ります。」
5	7	国の施策の横流しではない滋賀県独自の支援。農業者の選択に加え、地域でのまとまりをもった取り組みの推進をすべき（集落で50%以上取り組めば県費で交付金等）。	国・県・市町の連携した支援措置である「環境保全型農業直接支払交付金」を活用するとともに、県において産地育成などの必要な支援施策を実施することによって、環境こだわり農産物の組織や集落ぐるみによるまとまった栽培を促進していくこととしています。
6	7	ネオニコチノイド系の農薬の使用について、日本での対応が遅れているが、滋賀県が全国に先駆けて対応する、といったことをこの基本計画に盛り込めないか。	国の指導に基づき、蜜蜂にできる限り影響が出ないよう、適切な農薬使用について指導に努めているところです。現時点では本県独自の使用禁止等は考えていませんので、原案どおりとします。

◆基本方針2			
7	9	「環境こだわり農産物の付加価値の向上」において、「野菜等園芸作物については、(中略)重点品目を定めるなどして市場や量販店等への出荷を促進する」とありますが、『重点品目を定めるなどして』は曖昧な表現です。『重点品目を定める』とし『など』はいらないのではないかと。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 「野菜等園芸作物については、(中略)重点品目を定めるなどして市場や量販店等への出荷を促進するとともに、(以下略)」 【修正後】 「野菜等園芸作物については、(中略)重点品目を定め市場や量販店等への出荷を促進します。また、(以下略)」
8	9	『市場や量販店等に何を必要としている』か聞かないで、重点品目を定めるなどの表現は如何か？市場・量販の情報(ニーズ)を纏め協議して定めるに改めて頂きたい。 もとの表現は、「消費者ニーズ＝市場・販売店からの情報・発信内容」を無視した内容に取れます。	重点品目の選定に当たっては、市場をはじめとする流通・販売事業者からのニーズ把握は重要であり、加えて、技術的に収量や品質が確保できる品目かどうか関係機関・団体で十分に協議して決定すべきであると考えています。 これらは当然行うべき事項でありますので、原案どおりとします。
9	9	「野菜産地強化計画」でも品目を定めた内容があるが、進捗など数値的な内容の発表がありません。具体的な数値目標を掲げ、その達成状況や進行状況を公表はされないのですか。	「野菜産地強化計画」については、農林水産省生産局長通知に基づく、野菜産地ごとの構造改善計画であり、達成状況や進捗状況の管理は産地自らが行うものとされています。このため、県としては当該計画やその進捗等の公表は行っておりません。
10	9	少量の『直売所等に向けた少量多品目生産を推進します』という、身近な、これなら達成出来る内容にすりかえているのではないかと。	消費者は、「新鮮さ」や「安心感」を求めて農産物直売所等を利用されたいと考えられます。 こうした農産物直売所等においても、環境こだわり農産物を取り扱っていただくことで、消費者の理解を深めるとともに、付加価値を高め、ひいては生産の拡大につなげていきたいと考えています。
11	9	市場は協力を惜しまない、一緒になって「環境こだわり野菜」の生産振興に協力していきたい。	環境こだわり農産物の生産および流通の拡大に向けて、市場の役割は大きいものと考えています。引き続き積極的なご協力、推進をお願いします。
◆基本方針3			
12	7	「環境こだわり」をPR、推進することに加えて、例えば、無農薬や無化学肥料などの新しいポイントを加える必要があるのではないかと。	今回の計画の新たなポイントとして、基本方針1の「琵琶湖および周辺環境への負荷削減に向けた取組の推進」において、「有機農業の取組」について位置付けたところですが、ご意見を踏まえ、7ページの該当箇所を次のとおり修正します。 【修正前】 「さらなる環境への負荷削減を推進する、有機農業の取組を引き続き支援します。」 【修正後】 「さらなる環境への負荷削減を推進する、有機農業の取組を引き続き支援するとともに、 <u>環境こだわり農産物認証制度での新たな表示について検討し、実施します。</u> 」

13	11	無農薬や有機で栽培すれば、安全・安心以外に おいしさや栄養成分が増す、といったことを科学的 に明らかにして、それをPRポイントにしていくべ きではないか。	農産物のおいしさや栄養成分は、品種や栽培方 法、天候、土壌、鮮度等の様々な要因によって変 わるものであり、無農薬や有機栽培で必ずしも増 すものではないとされており、科学的に明らかに することは困難です。
14	11	市場の青果物の商品の流通においては、環境こ だわり農産物という商品は日々販売していきたい と思っています。なぜなら、消費者に安心・安全と いう面で付加価値をつけて販売していく事につな がるからです。しかし、まだまだ県民の認知度が 低いという事もあって行政と市場関係が助け合っ てブランド化を目指していきたいと思っています。	農業団体や農産物流通・販売事業者と連携しなが ら、県内はもとより県外の消費者に向けた環境こ だわり農産物のPRや理解の促進を図ってまいり たいと考えています。
15	11	消費者、実需者の理解増進によって、農産物の価 値を高める為の施策、取組が必要。	環境こだわり農産物の意義や環境保全に資する効 果、農産物の努力を積極的に発信する取組を行う ことにより、消費者の理解を促進し、環境こだわり 農産物の利用拡大や評価の向上につなげてまい りたいと考えています。
◆連携した取組			
16	12	生産者と流通・販売事業者とのマッチング、商談 会は個人取引であり、公共性が問われる。安定供 給につながらない。市場の趣旨と異なるので改善 をお願いします。	環境こだわり農産物の流通を促進する上で、市場 の役割は極めて重要と考えています。 加えて、農産物の流通は多岐にわたっていること から、消費者に環境こだわり農産物を理解して利 用してもらうためには、様々な業態の流通・販売事 業者と連携することが重要であると考えています。 今後一層の生産拡大、流通促進、消費拡大を図 るために、生産者と流通・販売事業者とのマッチ ング等を推進していきたいと考えておりますので、原 案どおりとします。
第5 各主体の取組			
17	13	農産物販売業者の表現を「市場を核とした農産物 販売業者」等に改善されたいかがか。	農産物販売事業者には、小売店やスーパー等の 量販店、生協など様々な業態があることから、原 案どおりとします。
全体			
18	1	今年9月に琵琶湖再生法が制定されましたが、こ れを滋賀県が進める環境こだわり農業の後押しに して、引き続き拡大を図ってほしいと思います。	「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に、「環境 に配慮した農業の普及」等が位置づけられたとこ ろです。 今後とも国との連携を図りながら、本県の環境こ だわり農業を推進してまいります。 なお、ご意見等を踏まえ、1ページの計画策定の 背景に次のとおり追加します。 【計画策定の背景に追加】 「また、新たな課題として、平成27年9月に成立し た「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」では、 国および地方公共団体は環境に配慮した農業の 普及などに努めることとされています。加えて、同 年10月にTPP(環太平洋パートナーシップ協定) が大筋合意に至り、今後は、安全・安心で特色あ る農産物に対するニーズが一層高まるものと考え られます。」

19	表紙	表紙の「～こだわりがつなぐ農産物の和～」の「農産物の和」よりも「人の和」とした方がよいように思うのですが。 または、消費者と生産者の和、農産物と人の和など	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 ～こだわりがつなぐ農産物の和～ 【修正後】 ～こだわりがつなぐ農産物と<u>人の</u>和～
----	----	---	---

滋賀県環境こだわり農業 推進基本計画(案)

～ こだわりがつなく農産物と人の和 ～

平成 28 年(2016 年) 1 月

滋賀県

滋賀県環境こだわり農業推進基本計画（案）

～ こだわりがつながる農産物と人の和 ～

【概要版】

概要版・本文の下線は、10月5日常任委員会報告からの変更点

I 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景

- ・環境こだわり農産物の栽培面積の伸び悩み
- ・消費者への環境こだわり農業のさらなるPRの必要性
- ・加工、食育など新たな分野における環境こだわり農産物利用の必要性
- ・琵琶湖保全再生法やTPP大筋合意を踏まえた対応

2 計画策定の目的

- ・より安全で安心な農産物の供給拡大と、さらなる環境への負荷削減を推進するために策定

3 計画の位置づけ

- ・条例第7条の規定に基づき、環境こだわり農業の推進のための目指す姿や基本方針、施策の方向、成果目標等を定めるもの

4 計画期間

- ・平成28年度から平成32年度までの5年間

5 進捗管理と評価等

- ・新たな指標に基づき、年度ごとに施策の進捗管理と評価を実施
- ・本計画の初年度から、外部の意見を聴きながら新たな取組を検討し、次期5年間の計画に反映



II 現状と課題

1 環境こだわり農業の現状

- ・環境こだわり農産物栽培面積(H26:14,353ha。うち水稲は12,736haで、県内水稲面積の41%)
- ・環境こだわり農業の推進等による、県内の化学合成農薬の使用量の減少(H26はH12と比較して40.5%削減)
- ・代かき、田植え時期の主要河川の透視度(H26:42.1cmで横ばい)
- ・家畜ふん堆肥の利用率(H21:64%→H26:67%)
- ・「魚のゆりかご水田」など豊かな生きものを育む水田(H26:221ha)
- ・環境こだわり農産物認証マークを表示して出荷・販売する組織(H21:87組織→H26:112組織)
- ・環境こだわり農産物を継続して利用する消費者の割合(H21:28%→H26:32%)

2 課題

- ・環境こだわり農産物の栽培面積が伸び悩み、特に園芸品目の取組が停滞
- ・代かき、田植え時期の河川透視度について、改善効果が見えない
- ・耕畜連携による家畜ふん堆肥の利用が進みにくい
- ・環境こだわり農産物を常時購入できる店舗が少ない
- ・環境こだわり農産物の加工食品が少ない
- ・県民の環境こだわり農産物に対する認知度が依然低い



III 目指す姿(概ね10年後の姿)

○県内の農業者等は、生産のあらゆる場面で環境こだわり農業技術を取り入れており、この結果、琵琶湖等の環境保全に貢献しています。

○農業と化学肥料の使用量について、通常の栽培の半減からさらに削減した農産物づくりが進んでいます。

○環境こだわり農産物の生産量と流通量が増え、季節ごとに色々な農産物が店頭に並んでいます。

○県内および京阪神地域の消費者は、環境こだわり農産物の意味や内容を理解し、積極的に選んで購入しています。

IV 基本方針

環境こだわり農業のさらなる推進を図るため、「生産」、「流通」、「消費」のそれぞれの視点から、3つの基本方針を掲げる。
さらに、「生産」、「流通」、「消費」の連携した取組を推進する。

基本方針1(生産)

環境こだわり農業技術の普及と環境こだわり農産物の生産拡大を推進します。

基本方針2(流通)

環境こだわり農産物の流通・販売を促進します。

基本方針3(消費)

環境こだわり農産物の積極的な利用を促進します。

連携した取組

環境こだわり農業のさらなる推進のために、「生産」、「流通」、「消費」に関わる各主体の連携した取組を進めます。

VI 各主体の取組

- 1 農業者等
環境こだわり農業の実践と環境こだわり農産物の生産拡大を進めます。
- 2 農業団体
農業者が環境こだわり農業にまともに取り組めるよう、組織化や指導・支援を行います。
- 3 農産物販売業者
環境こだわり農産物を積極的に取り扱うとともに、生産と消費をつなぎます。
- 4 消費者等
環境こだわり農業への理解を深め、環境こだわり農産物の積極的な利用に努めます。

V 施策の方向(5年間:平成28年度～32年度)

基本方針1(生産)

- 環境こだわり農産物の生産振興
- ・生産技術等の開発・普及推進、栽培指導による、生産拡大と品質向上
- ・みずかがみなど環境こだわり米の栽培面積の拡大、園芸品目の重点化
- ・国交付金活用による、環境こだわり農産物の組織ぐるみでの栽培の推進
- 琵琶湖および周辺環境への負荷削減に向けた取組の推進
- ・化学合成農薬および化学肥料の一層の削減の推進
- ・環境負荷削減に向けた新たな技術の確立、環境負荷削減効果調査の実施
- ・啓発活動や浅水代かき等の促進による、農業濁水の流出防止
- ・有機農業の取組を支援、認証制度での新たな表示を検討し実施
- 生物多様性保全および地球温暖化防止に向けた取組の推進
- ・「魚のゆりかご水田」など生物多様性保全の取組拡大
- ・家畜ふん堆肥の施用など、温暖化防止に向けた取組の推進
- ・農業者が実施する新たな環境保全の取組支援

基本方針2(流通)

- 環境こだわり農産物の付加価値の向上
- ・園芸品目の用途別生産・出荷の推進(市場・量販店向け、直売所等向け)
- ・認証マークを表示した出荷・販売の促進
- ・環境こだわり米の区分管理による、大口流通の促進
- 環境こだわり農産物の販路の拡大、販売店の確保
- ・農産物直売所等における、環境こだわり農産物のコーナーの設置促進
- ・環境こだわり農産物の生産に関する情報の発信
- 加工食品での環境こだわり農産物の利用促進
- ・環境こだわり農産物の加工食品での利用・販売の促進
- ・環境こだわり農産物による6次産業化の推進

基本方針3(消費)

- 消費者へのPRと理解促進
- ・環境こだわり農業の意義や効果、農業者の努力を積極的に発信
- ・メディア、インターネットによる情報発信、認証マークの表示内容を見直し
- ・琵琶湖・淀川流域の消費者等に対する理解促進、消費拡大
- 飲食店等における利用拡大
- ・飲食店や事業所食堂等における環境こだわり農産物の利用推進
- ・「おいしがうれしが」キャンペーン登録事業者への取扱いの働きかけ
- 環境こだわり農産物を用いた食育の推進
- ・環境こだわり農業や琵琶湖等の環境保全について学ぶ機会の提供
- ・学校給食での環境こだわり農産物の利用促進

連携した取組

- 生産、流通、消費を結ぶ取組
- ・農業者自身によるセールス活動等の支援
- ・こだわり滋賀ネットワークなどの消費者が活動する団体等との協働
- ・生産者と流通・販売事業者等との商談会やマッチングの設定
- 新たな分野との連携
- ・農業者等と商工・観光、福祉等の新たな分野との結びつき確保

目次

第1 計画の趣旨等	1
1. 計画策定の背景	
2. 計画策定の目的	
3. 計画の位置づけ	
4. 計画期間	
5. 進行管理と評価等	
第2 目指す姿	3
第3 基本方針	4
第4 施策の方向と成果目標	5
◆基本方針1	5
【現状と課題】	
【推進の方向】	
【施策の方向】	
・環境こだわり農産物の生産振興	
・琵琶湖および周辺環境への負荷削減に向けた取組の推進	
・生物多様性保全および地球温暖化防止に向けた取組の推進	
【成果目標】	
◆基本方針2	8
【現状と課題】	
【推進の方向】	
【施策の方向】	
・環境こだわり農産物の付加価値の向上	
・環境こだわり農産物の販路の拡大、販売店の確保	
・加工食品での環境こだわり農産物の利用促進	
【成果目標】	
◆基本方針3	10
【現状と課題】	
【推進の方向】	
【施策の方向】	
・消費者へのPRと理解促進	
・飲食店等における利用拡大	
・環境こだわり農産物を用いた食育の推進	
【成果目標】	

◆連携した取組	12
---------------	----

【施策の方向】

- ・生産、流通、消費を結ぶ取組
- ・新たな分野との連携

第5 各主体の取組	13
-----------------	----

1. 農業者等
2. 農業団体
3. 農産物販売業者
4. 消費者等

第6 成果目標等一覧	14
------------------	----

資料 用語解説	15
---------------	----

滋賀県環境こだわり農業推進基本計画（案）

第1 計画の趣旨等

1. 計画策定の背景

本県では、より安全で安心な農産物を消費者に供給するとともに、琵琶湖をはじめとする環境と調和のとれた農業生産を確保するため、平成15年3月に滋賀県環境こだわり農業推進条例[※]（以下「条例」という。）を制定し、平成16年度からは全国に先駆けて環境農業直接支払制度[※]を導入して、環境こだわり農業[※]に取り組む農業者を支援してきました。

また、平成19年度からは、本県の先進的な取組を取り入れる形で開始された、農地・水・環境保全向上対策[※]、そして平成23年度からは環境保全型農業直接支払交付金[※]（以下「直接支払交付金」という。）といった国の制度を積極的に活用するなどしながら、環境こだわり農業の推進に努めてきました。

こうした施策の展開により、本県の環境こだわり農業の取組は広がりを見せ、水稻においては県全体の約4割が環境こだわり農産物[※]として栽培され、県内をはじめ京阪神地域などにも流通・販売が進んできました。

この結果、県内における化学合成農薬の使用量は、平成24年度時点で平成12年度と比較して約4割削減され、環境こだわり農産物の消費者への認知度も高まりつつあります。

その一方で、野菜などの環境こだわり農産物の栽培面積は伸び悩み、また、消費者に環境こだわり農業の意義が十分に伝わっていないなどの課題があり、今後は、環境こだわり農産物を利用した加工食品の開発や給食・飲食店等での利用の促進、食育[※]などの取組を進めていくことが求められています。

また、新たな課題として、平成27年9月に成立した「琵琶湖の保全及び再生に関する法律[※]」では、国および地方公共団体は環境に配慮した農業の普及などに努めることとされています。加えて、同年10月にTPP（環太平洋パートナーシップ協定）が大筋合意に至り、今後は、安全・安心で特色ある農産物に対するニーズが一層高まるものと考えられます。

こうした様々な課題に対応するため、市町や農業団体、農産物販売業者等との連携を深めながら、環境こだわり農業を積極的に推進していくことが必要です。

2. 計画策定の目的

滋賀県環境こだわり農業推進基本計画（以下「計画」という。）は、様々な立場の県民（農業者や農業団体、農産物販売業者、消費者など）が連携し、環境こだわり農業の実践や環境こだわり農産物の流通・利用を促進することで、琵琶湖等の環境と共生する農業が本県で一層広まることを目指して、推進の考え方や施策の方向を定めるものです。

今般、現行の計画の計画期間が終了することから、また、これまでの推進における成果や課題、農業情勢の変化等を踏まえ、より安全で安心な農産物の供給の拡大と、さらなる環境への負荷削減を推進していくため、計画を策定します。

3. 計画の位置づけ

条例第7条の規定に基づき、環境こだわり農業の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、目指す姿や基本方針、施策の方向、成果目標等を定めるものです。

4. 計画期間

概ね 10 年後の目指す姿を描くこととしますが、本県農業を取り巻く社会・経済情勢の変化等を考慮して、計画期間は、平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 5 年間とします。

5. 進行管理と評価等

年度ごとに、計画に沿った施策の進行管理と評価を行い、その結果を公表します。

また、農業情勢の変化や目標の達成状況等を踏まえ、計画期間内においても、必要に応じて計画の見直しを行います。

さらに、10 年後の目指す姿を実現するために、本計画期間の初年度から、外部環境の変化や技術革新、他分野との連携、新機軸の導入などを踏まえて、外部からの意見を聴きながら新たな取組を検討し、次期 5 年間の計画の策定に反映していきます。

第2 目指す姿

条例の趣旨を踏まえ、概ね10年後の環境こだわり農業の目指す姿を次に示します。

◆目指す姿

①県内の農業者等は、生産のあらゆる場面で環境こだわり農業技術を取り入れており、この結果、琵琶湖等の環境保全に貢献しています。

②農薬と化学肥料の使用量について、通常の栽培の半減からさらに削減した農産物づくりが進んでいます。

③環境こだわり農産物の生産量と流通量が増え、季節ごとに色々な農産物が店頭に並んでいます。

④県内および京阪地域の消費者は、環境こだわり農産物の意味や内容を理解し、積極的に選んで購入しています。

第3 基本方針

目指す姿の実現に向けて環境こだわり農業のさらなる推進を図るため、「生産」、「流通」、「消費」のそれぞれの視点から以下の3つの「基本方針」を掲げるとともに、「生産」、「流通」、「消費」の連携した取組を推進します。

また、それぞれの基本方針ごとに、施策の方向とその成果目標を設定します。

◆基本方針1（生産）

環境こだわり農業技術の普及と環境こだわり農産物の生産拡大を推進します。

環境こだわり農業に対する農業者の意識の向上を図り、農業者が取り組みやすく、収益の見込める技術の開発や普及等により、環境こだわり農産物の生産拡大と品質の向上を推進します。

◆基本方針2（流通）

環境こだわり農産物の流通・販売を促進します。

消費者が選択して購入できるよう、環境こだわり農産物とその加工食品の流通を促進します。

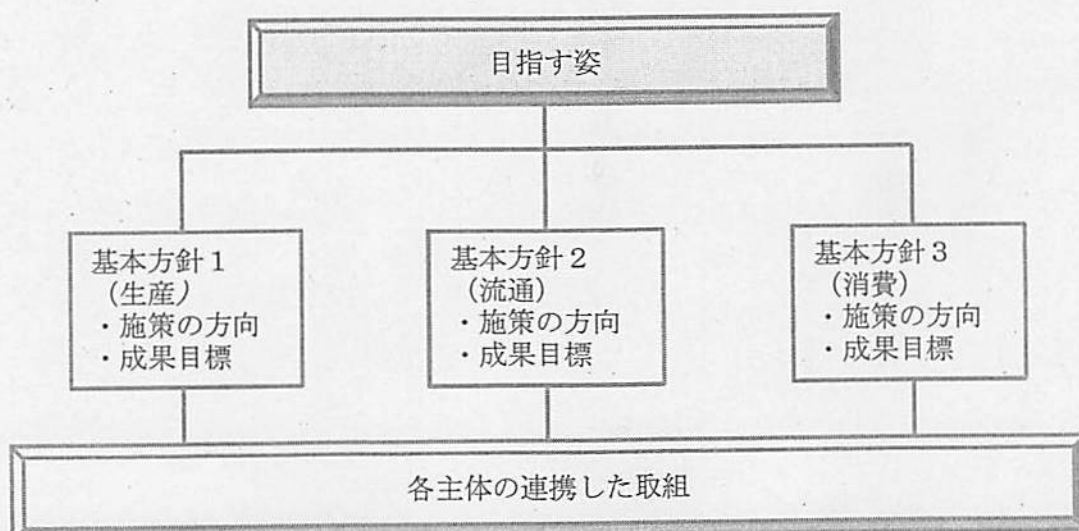
◆基本方針3（消費）

環境こだわり農産物の積極的な利用を促進します。

安全・安心とともに、琵琶湖への環境保全を強調したPR等により、消費者の環境こだわり農業および「環境こだわり農産物」への理解促進を図り、積極的な利用を推進します。

◆連携した取組

環境こだわり農業のさらなる推進のために、「生産」、「流通」、「消費」に関わる各主体の連携した取組を進めます。



第4 施策の方向と成果目標

◆基本方針1

環境こだわり農業技術の普及と環境こだわり農産物の生産拡大を推進します。

【現状と課題】

本県独自の環境農業直接支払制度（平成16年度～平成20年度）や農地・水・環境保全向上対策（平成19年度～平成23年度）により、環境こだわり農産物の栽培面積は拡大し、平成26年度には14,353haに達しました。このうち水稲は12,735haで県内水稲作付面積の約41%で取り組まれています。この結果、環境こだわり農産物を経営の柱に位置づけ、有利販売によって所得の向上につなげる農業者等の事例も見られるようになってきました。

また、県内における化学合成農薬の使用量は、調査を始めた平成12年度と比較して約40%削減されています。（図1参照）

さらに、「魚のゆりかご水田」※に代表される豊かな生きものを育む水田づくり※など、生物多様性の保全に向けた取組も年々増加しています。（図2参照）

しかし、近年、環境こだわり農産物の栽培面積は伸び悩んでおり、特に野菜などの園芸品目については、「減農薬で商品価値が劣るリスクが高いにもかかわらず代替技術が少ない」「大幅な手間がかかる」、あるいは「こだわった栽培が価格に反映されにくい」などの理由から、取組が停滞しています。

また、水田ハロー※による浅水代かき※の実施（図3参照）や集落ぐるみによる農業排水対策※の取組の増加にもかかわらず、河川の透視度調査によると、引き続き改善に向けた取り組みが必要な状況が続いています。

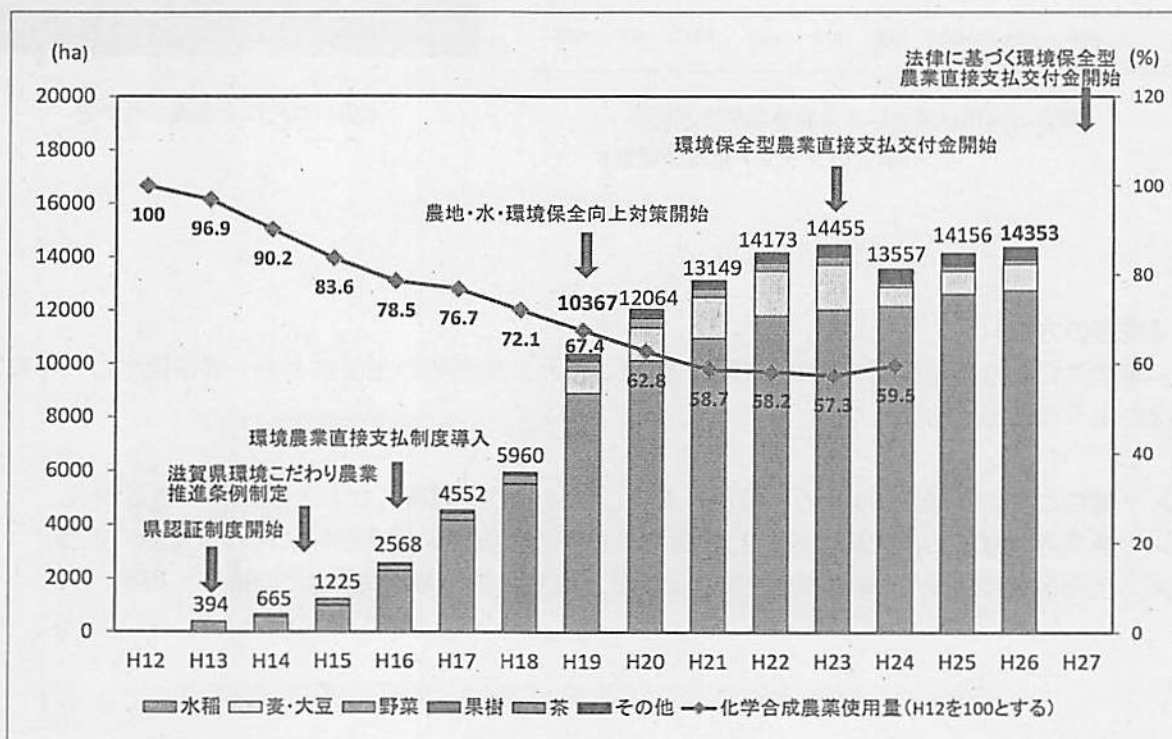


図1：環境こだわり農産物栽培面積と化学合成農薬使用量の推移（県食のブランド推進課、農業経営課調査）
（環境こだわり農産物栽培面積は生産計画認定面積。化学合成農薬使用量は、県内への農耕地用農薬出荷量（成分換算）で、前後1年を含む3か年の平均（平成12年度を100%とした割合で表示）。

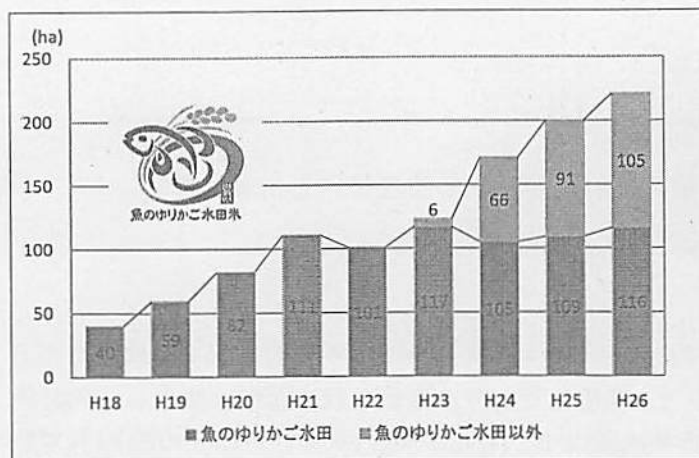


図2：「魚のゆりかご水田」など豊かな生きものを育む水田づくり
取組面積 (県農村振興課調査)



魚道（魚のゆりかご水田）

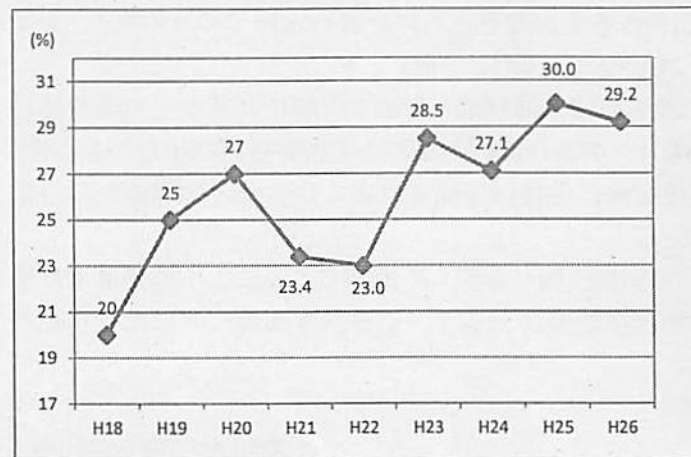


図3：水田ハローによる浅水代かき実施率
(県食のブランド推進課調査)



水田ハローによる浅水代かき

【推進の方向】

環境こだわり農業技術の開発と普及、環境こだわり農産物の生産拡大を一層推進するために、次のような取組が必要です。

- 環境こだわり米※をはじめ、野菜、果樹、茶における環境こだわり農産物の生産振興。
- 農業者の意識の向上による、琵琶湖および周辺環境への負荷削減に向けた取組の推進。
- 生物多様性保全※や地球温暖化※防止など、農業の持つ多面的機能※の維持・増進

【施策の方向】

環境こだわり農産物の生産振興

- ・農業者が取り組みやすく、収益の見込める生産技術等の開発・普及を推進するとともに、きめ細かな栽培指導に努め、生産拡大と品質向上を図ります。
- ・「みずかがみ」をはじめとする環境こだわり米の栽培の拡大を図ります。また、園芸品目については、重点品目を定めるなどして推進を図ります。
- ・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律*に基づく、直接支払交付金を活用するなどして、環境こだわり農産物の組織や集落ぐるみによるまとまった栽培を促進します。

琵琶湖および周辺環境への負荷削減に向けた取組の推進

- ・化学合成農薬の効果的な使用の促進や家畜ふん堆肥*等の有機質資源の利用促進により、化学合成農薬および化学肥料の一層の削減を推進します。
- ・病害抵抗性品種の育成など環境への負荷が少ない品種の開発をはじめ、環境負荷削減に向けた新たな技術の確立を図るとともに、環境負荷削減効果等の調査を実施します。
- ・集落ぐるみによる農業排水対策に関する啓発活動を推進するとともに、浅水代かき等の営農技術の実践を促進し、農業濁水の流出防止につなげます。
- ・さらなる環境への負荷削減を推進する、有機農業*の取組を引き続き支援するとともに、環境こだわり農産物認証制度での新たな表示について検討し、実施します。

生物多様性保全および地球温暖化防止に向けた取組の推進

- ・「魚のゆりかご水田」など豊かな生きものを育む水田づくりの取組面積をさらに拡大し、水田における生物多様性保全を進めます。
- ・家畜ふん堆肥の施用による炭素貯留*や水稻の中干しによる温室効果ガス*発生量の抑制など、地球温暖化防止に向けた取組を進めます。
- ・「水田ビオトープ*」や「長期中干し*」など、農業者が実施する新たな環境保全の取組を支援します。

【成果目標】

項 目	現 状 (平成 26 年度)	目 標 (平成 32 年度)
環境こだわり米の作付面積割合	41%	50%以上
流域単位での農業排水対策の取組面積	16,159ha	17,860ha
環境に配慮した水稻品種の育成	—	1 品種
「魚のゆりかご水田」など豊かな生きものを育む水田づくりに取り組む組織数	29 組織	60 組織

*継続把握指標（目標値は持たないが継続して把握する必要がある指標）

項 目	現 状 (平成 26 年度)
環境こだわり農産物の栽培面積	14,353ha
化学合成農薬使用量の削減割合（平成 12 年度対比）	40.5%
主要河川の透視度（代かき・田植え時期）	42.1cm

◆基本方針2

環境こだわり農産物の流通および販売を促進します。

【現状と課題】

「コシヒカリ」、「秋の詩」、「みずかがみ」をはじめとする環境こだわり米については、県内をはじめ京阪神地域などへ流通し販売される量が年々増加し、一定の評価を得ています。

一方で、野菜などについては、生産量が少なく、環境こだわり農産物の認証を受けながらも認証マークを表示せずに出荷販売されるケースも見られ、常時購入できる店舗は限られており、消費者が選択して購入できる環境には至っていません。（図4参照）

また、環境こだわり農産物を用いた加工食品についても、品目数は増加してきたものの、依然、消費者や販売店のニーズに十分応えられていないのが現状です。



京阪神地域の量販店に並ぶ「みずかがみ」



環境こだわり農産物を利用した加工食品

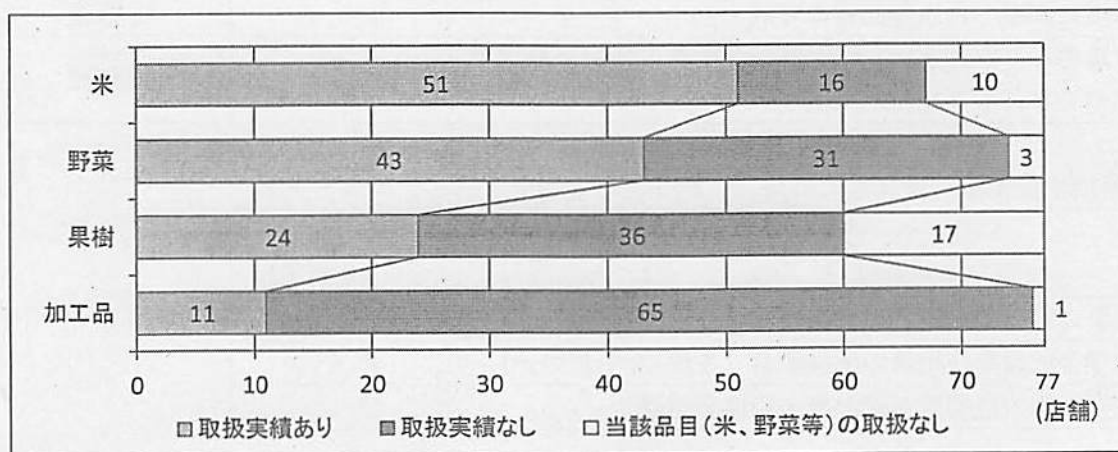


図4：農産物直売所における環境こだわり農産物の取扱状況（H26:77直売所）（県食のブランド推進課調査）

【推進の方向】

環境こだわり農産物の流通や販売を促進するために、次のような取組が必要です。

- 環境こだわり農産物の付加価値の向上。
- 環境こだわり農産物の販路の拡大、販売店の確保。
- 環境こだわり農産物を利用した加工食品の開発促進。

【施策の方向】

環境こだわり農産物の付加価値の向上

- ・野菜等園芸作物については、個々の産地におけるブランド化への取組との連携を図り、重点品目を定め市場や量販店等への出荷を促進します。また、直売所等に向けた少量多品目生産を推進します。
- ・生産者団体等に対して、環境こだわり農産物認証マークを表示した出荷・販売を促進します。
- ・環境こだわり米について、卸売業者や大口の販売店等との安定取引に対応できるよう、農業団体の協力のもと他の米と区別した管理を徹底し、まとまった量での流通を促進します。

環境こだわり農産物の販路の拡大、販売店の確保

- ・農産物直売所や量販店等において、環境こだわり農産物のコーナー設置を促進します。
- ・環境こだわり農産物の生産に関する情報を発信し、販路の拡大につなげます。

加工食品での環境こだわり農産物の利用促進

- ・環境こだわり農産物加工食品の製造基準を見直すなどにより、加工食品での利用、販売を促進します。
- ・環境こだわり農産物による6次産業化*を推進します。

【成果目標】

項 目	現 状 (平成 26 年度)	目 標 (平成 32 年度)
環境こだわり農産物コーナーを有する店舗数	1 店舗	10 店舗
環境こだわり農産物を利用した加工食品の数	61 品目	85 品目

*継続把握指標（目標値は持たないが継続して把握する必要がある指標）

項 目	現 状 (平成 26 年度)
環境こだわり農産物認証マークを表示して出荷販売する生産組織数	112 組織

◆基本方針3

環境こだわり農産物の積極的な利用を促進します。

【現状と課題】

平成26年度の滋賀県政世論調査によると、環境こだわり農産物の認知度は43.5%、継続購入者率は32.1%であり、前回（平成22年度）の調査と比較し、いずれも増加しています。（平成22年度県政世論調査：認知度36.1%、継続購入者率：28.0%）（図5、6参照）

しかし、「最近では購入していない」、「購入したことがない」と回答した県民も65.2%にのぼり、環境こだわり農産物の効果的なPRや継続的な利用に向けた取組が必要です。（図7参照）

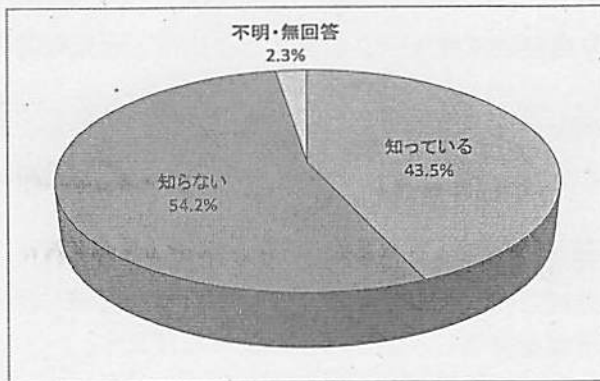
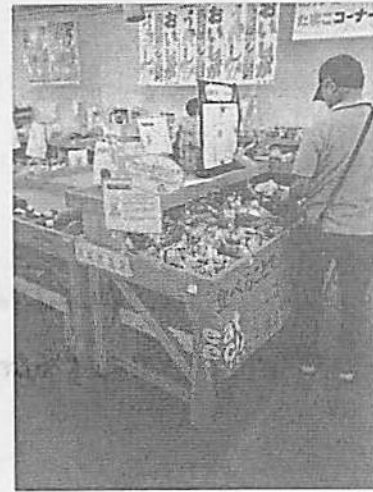


図5：環境こだわり農産物の認知度
（平成26年度滋賀県政世論調査）



直売所に設置された環境こだわり農産物コーナー

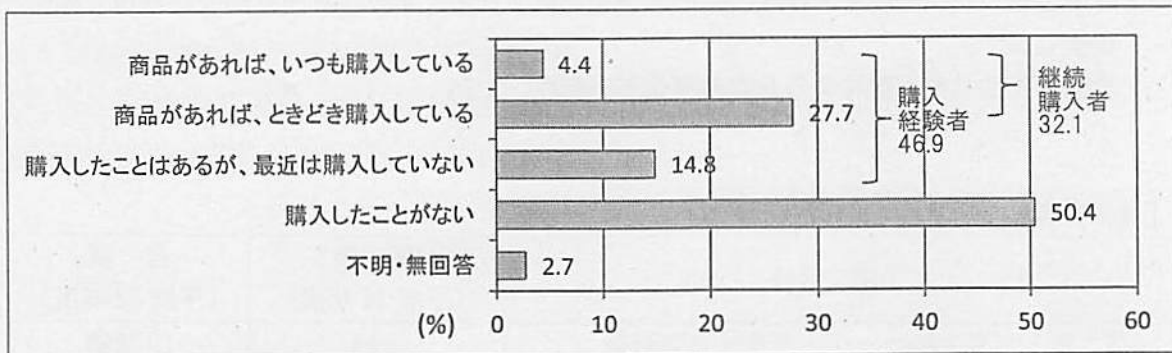


図6：環境こだわり農産物の購入状況（平成26年度滋賀県政世論調査）

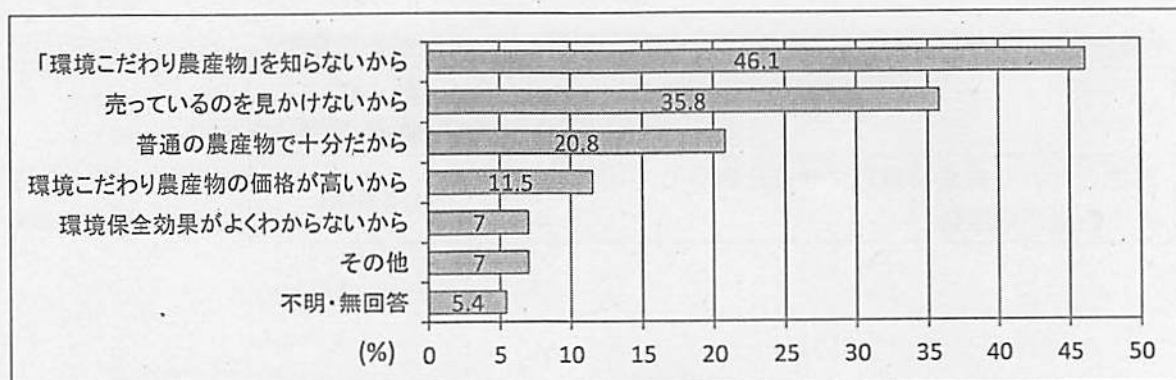


図7：環境こだわり農産物を購入したことがない理由（平成26年度滋賀県政世論調査）

【推進の方向】

環境こだわり農産物の積極的な利用を促進するために、次のような取組が必要です。

- 「安全・安心」と「琵琶湖等の環境保全」を強調した消費者へのPR、理解促進。
- 飲食店等における環境こだわり農産物の利用拡大。
- 環境こだわり農産物を用いた子どもたちへの食育の推進。

【施策の方向】

消費者へのPRと理解促進

- ・環境こだわり農業の意義や環境保全に資する効果、農業者の努力を積極的に発信することにより、消費者の理解を促進し、環境こだわり農産物の利用拡大につなげます。
- ・メディアやインターネットを活用した環境こだわり農産物の生産・販売情報の発信を行うとともに、認証マークの表示内容を見直し、消費者に分かりやすいPRに努めます。
- ・琵琶湖の水を利用している流域（県内・京阪神等）の消費者を中心に、環境こだわり農業が琵琶湖の水質保全につながることにについて積極的に発信し、理解促進、消費拡大につなげます。

飲食店等における利用拡大

- ・飲食店や事業所食堂等において、環境こだわり農産物が積極的に利用されるよう推進します。
- ・「おいしが うれしが」キャンペーン※登録事業者に対して、環境こだわり農産物の販売や取扱いを働きかけます。

環境こだわり農産物を用いた食育の推進

- ・子どもたちが環境こだわり農業やその琵琶湖等の環境保全に果たす役割について学ぶ機会を設けるとともに、学校給食での環境こだわり農産物の利用を促進します。

【成果目標】

項 目	現 状 (平成 26 年度)	目 標 (平成 32 年度)
環境こだわり農産物の認知度	43.5%	50%
給食に環境こだわり米を利用する市町数	11 市町	19 市町

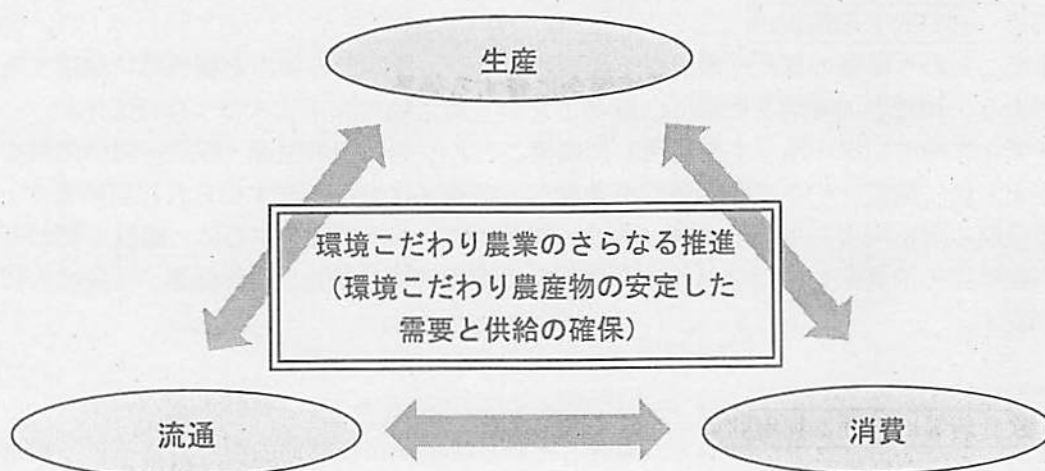
*継続把握指標（目標値は持たないが継続して把握する必要がある指標）

項 目	現 状 (平成 26 年度)
環境こだわり農産物の継続購入率	32.1%

◆連携した取組

環境こだわり農業のさらなる推進のために、「生産」、「流通」、「消費」に関わる各主体の連携した取組を進めます。

環境こだわり農業を一層推進し、環境こだわり農産物の安定した需要と供給を図るためには、「生産」、「流通」、「消費」の枠を超えた、それぞれの関係者による連携した取組が不可欠です。



【施策の方向】

生産、流通、消費を結ぶ取組

- ・環境こだわり農産物や加工品の販路拡大のため、農業者自身によるセールス活動等を支援します。
- ・こだわり滋賀ネットワーク※などの消費者が中心となって活動する団体等と協働し、消費者と生産者や流通販売業者とのつながりを深め、環境こだわり農業への理解を促進します。
- ・生産者と「おいしが うれしが」キャンペーン登録事業者等との商談会・マッチングの機会を設けます。

新たな分野との連携

- ・環境こだわり農産物を通じて、農業者や農業団体等と、商工・観光や福祉など新たな分野の団体等との結びつきを図ります。

第5 各主体の取組

環境こだわり農業のさらなる推進のためには、農業者や農業団体、農産物販売業者、消費者が、それぞれの立場で以下の事項に主体的に取り組むことが求められます。

1. 農業者等

環境こだわり農業の実践と環境こだわり農産物の生産拡大を進めます。

- 化学合成農薬および化学肥料の削減や農業濁水の流出防止など、環境こだわり農業を積極的に実践します。
- 消費者に安全・安心な農産物を提供するとともに、琵琶湖や周辺環境を守りながら農業を行うという滋賀県農業者の誇りを持って、環境こだわり農産物の生産等に取り組みます。また、認証マークを表示して、出荷を行います。
- 積極的に農業生産工程管理（GAP）※に取り組むとともに、栽培履歴等の生産情報を整備します。
- 国土保全、水源かん養、景観形成等の農業の有する多面的機能が発揮されるよう、農地や農業用水等、資源の適正管理に努めます。

2. 農業団体

農業者が環境こだわり農業にまともって取り組めるよう、組織化や指導・支援を行います。

- 環境こだわり農産物を生産する部会や組織の育成や生産指導、産地化、販路の確保を行います。
- 環境こだわり農産物の流通を促進するため、販売店等のニーズを把握するとともに、集荷や保管等において環境こだわり農産物以外の農産物と区別した管理を徹底します。
- 農産物の安全性の確保に関する指導や生産情報の発信を行います。
- 農業者に用排水の適正管理を指導するとともに、節水や反復利用など環境に配慮した農業水利施設※の整備とその適正な維持・管理を行います。

3. 農産物販売業者

環境こだわり農産物を積極的に取り扱うとともに、生産と消費をつなぎます。

- ニーズに即した生産が図られるよう、消費者の声を農業者等に伝えます。
- 環境こだわり農業への理解を深めるため、農業者等の取組を消費者に伝えるよう努めます。
- 環境こだわり農産物をはじめとする県産農産物を積極的に取り扱うとともに、環境こだわり農産物が消費者に広く認知されるよう、情報の提供や、認証マークを表示した販売に努めます。

4. 消費者等

環境こだわり農業への理解を深め、環境こだわり農産物の積極的な利用に努めます。

- 環境こだわり農産物をはじめとする県産農産物を積極的に利用します。
- 環境こだわり農産物の利用が、琵琶湖等の環境保全に貢献するということを理解します。
- 環境こだわり農産物に関する情報を他の消費者に伝えるよう努めます。

第6 成果目標等一覧

◆基本方針1

【成果目標】

項 目	現 状 (平成 26 年度)	目 標 (平成 32 年度)
環境こだわり米の作付面積割合	41%	50%以上
流域単位での農業排水対策の取組面積	16,159ha	17,860ha
環境に配慮した水稻品種の育成	—	1 品種
「魚のゆりかご水田」など豊かな生きものを育む水田づくりに取り組む組織数	29 組織	60 組織

*継続把握指標（目標値は持たないが継続して把握する必要がある指標）

項 目	現 状 (平成 26 年度)
環境こだわり農産物の栽培面積	14,353ha
化学合成農薬使用量の削減割合（平成 12 年度対比）	40.5%
主要河川の透視度（代かき・田植え時期）	42.1cm

◆基本方針2

【成果目標】

項 目	現 状 (平成 26 年度)	目 標 (平成 32 年度)
環境こだわり農産物コーナーを有する店舗数	1 店舗	10 店舗
環境こだわり農産物を利用した加工食品の数	61 品目	85 品目

*継続把握指標（目標値は持たないが継続して把握する必要がある指標）

項 目	現 状 (平成 26 年度)
環境こだわり農産物認証マークを表示して出荷販売する生産組織数	112 組織

◆基本方針3

【成果目標】

項 目	現 状 (平成 26 年度)	目 標 (平成 32 年度)
環境こだわり農産物の認知度	43.5%	50%
給食に環境こだわり米を利用する市町数	11 市町	19 市町

*継続把握指標（目標値は持たないが継続して把握する必要がある指標）

項 目	現 状 (平成 26 年度)
環境こだわり農産物の継続購入率	32.1%

資料 用語解説 (50 音順)

ア行

■浅水代かき

代かき時、田面の水には、多量の土の粒子や肥料分（栄養分）、稲わら等の有機物が混じっています。これらの流出を防ぐために、浅水状態（土面が7～8割見える程度）で代かきを行うことを「浅水代かき」といいます。浅水代かきをすると、降雨時などに、畔（あぜ）を越えて水が流出するのを防ぐとともに、田植前の落水も必要としません。

■「おいしが うれしが」キャンペーン

県と食品販売事業者等が協働して、地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消」を推進する運動です。

県は、滋賀県産の食材（農産物・畜産物・水産物等）やその商品（料理）を提供する店舗を「推進店」として、また、推進店と連携する生産・流通・加工事業者等を「サポーター」として登録しています。

「推進店」や「サポーター」には、自らの創意工夫と費用により、滋賀県産食材を使用した商品（料理）の開発やPRに取り組んでいただいています。

■温室効果ガス

地表から放出される熱（赤外線）を大気中で部分的に吸収し、地表へ再放出する気体の総称をいいます。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等6物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

カ行

■家畜ふん堆肥

堆肥とは、原料である有機物を微生物によって分解し、作物が吸収しやすい状態にした肥料のことをいいます。主に、牛ふん、豚ふん、鶏ふんなどを原料にしたものを「家畜ふん堆肥」といいます。種類により効果に差はありますが、堆肥の施用は土づくり効果や土壌中の炭素貯留効果が期待できます。

■環境こだわり農業

化学合成農薬・化学肥料の使用量を減らしたり、濁水の流出を防止するなど、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術を用いて行われる農業のことをいいます。

■環境こだわり農産物

県が定めた基準に基づき、化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に減らすとともに、濁水の流出防止等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術で生産され、県の認証を受けた農産物のことをいいます。

■環境こだわり米

「環境こだわり農産物」として県の認証を受けた米のことをいいます。

■環境農業直接支払制度

農業が環境に及ぼす影響を減らすため、化学合成農薬・化学肥料の使用量の削減や、その他環境負荷を削減する技術を用いた営農方法に取り組む農業者等に対して、一定の要件のもとに行われる経済的な支援制度です。滋賀県独自の支援制度で、平成16年度から平成20年度まで実施されました。

■環境保全型農業直接支払交付金

農業分野において、生物多様性保全や地球温暖化防止に積極的に貢献するために、平成 23 年度から始まった国の制度で、環境保全効果の高い営農活動に対して支援するものです。

平成 27 年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」の施行により、同法に基づく制度となっています。

■こだわり滋賀ネットワーク

優れた自然環境や琵琶湖と共存した滋賀の農業のあり方や食について、会員が集い共に考え行動することにより、県民の食への安心感の醸成、地産地消の推進、および滋賀県農業の振興に寄与することを目的とした組織です。生産者、消費者、企業、団体、行政などの会員により構成されています。

生産者と消費者の交流会、滋賀の農や食に関する情報発信など、生産者と消費者のきずなを深める活動を行っています。

サ行

■魚のゆりかご水田

魚が水田まで自然に上れるような魚道をつくり、魚にやさしい農業を実践している水田のことです。

■滋賀県環境こだわり農業推進条例

より安全で安心な農産物を消費者に供給するとともに、環境と調和のとれた農業生産を確保し、滋賀県農業の健全な発展と琵琶湖等の環境保全に資することを目的として、平成 15 年3月に制定した条例です。

県、農業者等、農業団体、農産物販売業者、消費者の責務や役割、環境こだわり農産物認証制度などについて明記しています。

■食育

生きるうえでの基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきもので、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることをいいます。

■水田ハロー

代かき作業に使う農作業機械のことをいい、トラクターでけん引して表土をならします。耕す幅が広く、回転爪が短いので、浅水で作業ができ、濁水の流出防止につながります。

■水田ビオトープ

ビオトープ (Biotop) は、ギリシア語の bio (命) と topos (場所) からなり、「生物空間、生物生息空間」という意味を持つ造語です。

一般に、人為的に再生された動植物の生息空間を総称して「ビオトープ」と呼び、水田ビオトープとは、水田に設けられたビオトープをいいます。

■生物多様性

あらゆる生物種の多さ、およびそれらによって成り立っている生態系※の豊かさやバランスが保たれている状態、ならびに生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さを含めた幅広い考え方です。

※生態系:湖沼、河川、森林、都市等の一定の場所にすむ全生物とその環境のことをいいます。

タ行

■多面的機能

国土の保全や、水源のかん養(地表の水が地下水へ供給されること)、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承など農村で農業生産活動が行われることにより生じる、食料やその他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のことをいいます。

■炭素貯留（土壌の炭素貯留機能）

堆肥などの有機物や炭などを農地に埋設することで、温室効果ガスである二酸化炭素を土壌炭素として貯留するものです。

■地球温暖化

地球の表面温度が長期的に見て上昇する現象で、20世紀後半からは、人間活動の拡大で、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素等の温室効果ガスの濃度増加による温暖化が大きな問題となっています。温暖化が進むことで、気象や生態系をはじめ、経済や食料生産などへの影響が懸念されています。

■長期中干し

本県では、14日間以上中干し※を行うことをいいます。

※中干し：水稻栽培で、6月中下旬に田面を軽く亀裂が入る程度に乾かすことをいいます。これにより土に空気が入り、水稻の根腐れを防いだり、土中の有害ガスを抜くことができるとともに、温室効果ガスであるメタンの発生を抑制できるとされています。

ナ行

■農業水利施設

農作物の栽培に必要な水を効率的に利用するためのダムやため池、頭首工、揚排水機場、用排水路等の施設をいいます。

■農業生産工程管理（GAP）

農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行うに必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検および評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。

■農業排水対策

主に、稲作の田植え時期において、水田から、多量の土の粒子や窒素・リンなどの肥料成分を含む農業排水の流出を防止する対策をいいます。

このような農業排水が河川や琵琶湖に流れ込むと、水質や景観が悪化するとともに、漁業にも影響を与えます。このため、浅水代かきなど、農業排水の流出を防ぐ農作業の実践拡大や、排水を用水として再利用する取組などを県内全域で行っています。

■農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

平成27年4月1日に施行された法律で、農業の有する多面的機能は、国民に多くの恵沢をもたらすものであり、その発揮の促進を図る取組に対し、国、都道府県および市町村が集中的かつ効果的に支援することを定めるものです。

■農地・水・環境保全向上対策

平成19～23年度の5年間、国の施策として実施された対策で、農地や農業用水、農村の自然環境を農家だけでなく、様々な人たちの参加によって守る「地域ぐるみの活動」と、これと一体となっていく「先進的な環境保全型の営農活動」の取組に対して支援をするものです。

本県では、次世代にも農村の豊かさを伝え、地域ぐるみの活動を継続していくことを目指して「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」と名付けられました。

交付要件に環境こだわり農産物認証を加えるなど、制度上も、本県独自の仕組みになっています。

ハ行

■琵琶湖の保全及び再生に関する法律

平成27年9月28日に施行された法律で、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針や実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることで、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図ることなどを目的としています。

第17条では、「環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興」が位置付けられています。

ヤ行

■豊かな生きものを育む水田づくり

かつての水田環境を取り戻し、生物多様性を復元する取組のことをいいます。

■有機農業

化学的に合成された肥料および農薬を使用しないこと、ならびに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいいます。

ラ行

■6次産業化

1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業に係る事業の融合により雇用と所得を生み出すことを6次産業化といいます。